

事務連絡  
令和6年3月29日

国民年金基金連合会理事長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた  
往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）

令和4年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル臨時行政調査会において決定され、デジタル社会の実現を目指す観点から、「往訪閲覧縦覧規制」を定める法令等の規定について、規制の点検・見直しを行うこととされた。

これを踏まえ、貴連合会における手続について、下記のとおり整理したので、御了知いただきたい。

#### 記

以下の規定に係る手続きについては、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧の申請又は照会及び当該申請又は照会に対する回答（以下「閲覧等」という。）が可能であること。

- ・ 個人型年金加入者等原簿の閲覧等（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第67条第3項）
- ・ 創立総会の会議録の閲覧等（国民年金基金令（平成2年政令第304号）第51条第1項において準用する同令第4条第4項）
- ・ 評議員会の会議録の閲覧等（国民年金基金令第51条第1項において準用する同令第16条第4項）
- ・ 中途脱退者及び解散基金加入員に関する原簿の閲覧等（国民年金基金令第51条第1項において準用する同令第17条第2項）
- ・ 貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧等（国民年金基金令第51条第1項において準用する同令第28条第3項）

（※）「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえた

アナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

以上